

「会計」

コード	区分
1	一般会計
	(特別会計)
10	母子寡婦福祉資金
11	農業改良資金
12	中小企業振興資金
13	証紙収入整理
14	沿岸漁業改善資金
15	流域下水道事業
16	港湾整備事業
17	土地先行取得事業
19	県有林事業
20	林業改善資金
22	公債管理
	(基金等)
30	財政調整基金
31	産業振興基金
32	自治振興基金
33	用品調達基金
34	土地開発基金
35	学校施設設備基金
36	県営林造成基金
37	災害救助基金
38	若手競馬再生推進基金
39	県債管理基金
40	三陸鉄道運営助成基金
41	公共施設等整備基金
42	障害者自立支援対策臨時特別基金
43	地域振興基金
44	環境保全基金
45	美術品取得基金
46	ふるさとの水と土保全基金
48	介護保険財政安定化基金
49	中山間地域等直接支払交付金基金
50	歳入歳出外現金
51	いわての森林づくり基金
52	公営林造成基金
53	森林整備地域活動支援交付金基金
54	国民健康保険広域化等支援基金
55	いわて銀河鉄道経営安定化基金
56	岩手県国民体育大会運営基金
57	後期高齢者医療財政安定化基金
58	消費者行政活性化基金
59	子育て支援対策臨時特別基金
60	妊婦健康診査臨時特別基金
61	緊急雇用創出事業臨時特別基金
62	ふるさと雇用再生特別基金

「節」

節
報酬
給料
職員手当等
共済費
災害補償費
恩給及び退職年金
賞金
報償費
旅費
交際費
需用費
役務費
委託料
使用料及び賃借料
工事請負費
原材料費
公有財産購入費
備品購入費
負担金、補助及び交付金
扶助費
貸付金
補償、補填及び賠償金
償還金、利子及び割引料
投資及び出資金
積立金
寄附金
公課費
繰出金

「分類」

消耗品	備品
消耗品 いす・テーブル類	備品 いす・テーブル類
消耗品 箱・戸棚類	備品 箱・戸棚類
消耗品 事務用品類	備品 事務用機器類
消耗品 印章類	備品 印章類
消耗品 被服・履具類	備品 被服・寝具類
消耗品 ちゅう房用品類	備品 ちゅう房器具類
消耗品 点灯器類	備品 点灯器類
消耗品 冷暖房器具類	備品 冷暖房機器類
消耗品 写真用品類	備品 計測機器類
消耗品 計測器具類	備品 写真・光学機器類
消耗品 薬品・医療衛生用品類	備品 医療機器類
消耗品 試験・実験用品類	備品 試験・実験機器類
消耗品 農水産器具類	備品 農水産機器類
消耗品 諸機械類	備品 諸機械類
消耗品 諸工具類	備品 車両・船舶類
消耗品 教養・娯楽・体育用具類	備品 諸工具類
消耗品 図書・雑誌類	備品 教養・娯楽・体育器具類
消耗品 楽器類	備品 標本・美術品類
消耗品 紙類	備品 図書類
消耗品 印紙類	備品 楽器・音響機器類
消耗品 油脂・燃料類	備品 家庭用電気製品類
消耗品 食料品類	備品 雑機器類
消耗品 印刷物類	その他の所管換物品類
消耗品 電気用品類	遺失物の所管換物品類
消耗品 雑品類	

「契約方法区分」

コード	契約の根拠法令	根拠法令の内容
1	自治法 第234条第1項 一般競争入札	
11	自治令 第167条第1号 指名競争入札	性質又は目的が一般競争入札に適用しない場合
12	自治令 第167条第2号 指名競争入札	性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
13	自治令 第167条第3号 指名競争入札	一般競争入札に付することが不利と認められる場合
21	自治令 第167条の2第1項第1号 随意契約	予定価格が岩手県の規則で定める額を超えない場合
22	自治令 第167条の2第1項第2号 随意契約	性質又は目的が競争入札に適用しない場合
23	自治令 第167条の2第1項第3号 随意契約	障害者支援施設等、シルバー人材センター等、又は母子福祉団体との契約をする場合
24	自治令 第167条の2第1項第4号 随意契約	新商品として生産する物品を、岩手県の規則で定める手続きにより、買い入れる契約をする場合
25	自治令 第167条の2第1項第5号 随意契約	緊急の必要により競争入札に付することができない場合
26	自治令 第167条の2第1項第6号 随意契約	競争入札に付することが不利と認められる場合
27	自治令 第167条の2第1項第7号 随意契約	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのものを購入する場合
28	自治令 第167条の2第1項第8号 随意契約	競争入札に付し入札者がいない場合、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
29	自治令 第167条の2第1項第9号 随意契約	落札者が契約を締結しない場合
31	自治法特例政令第10条第1項第1号 随意契約	他の物品等をもって代替させることができない芸術品等で、相手方が特定される場合
32	自治法特例政令第10条第1項第2号 随意契約	既に購入した物品等につき、交換部品等の購入をする場合等
33	自治法特例政令第10条第1項第3号 随意契約	地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品を購入する場合
41	自治令第167条の2第1項第1号 随意契約(環境優遇)	
42	自治令第167条の2第1項第1号 随意契約(子育て優遇)	
43	自治令第167条の2第1項第1号 随意契約(障がい者優遇)	

自治法 = 地方自治法

自治令 = 地方自治法施行令

自治法特例政令 = 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令